分

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

公

示

目

次

訓

令

甲

岐

号

外

(型)

平

成二十五年

四

月

日

訓

令

甲

岐阜県訓令甲第十七号

各 庁

般 関

現 中 地

政 課 \_;

(農

課

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

農

政

平成二十五年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県農政企画会議等設置規程の一部を改正する訓令

ように改正する。 岐阜県農政企画会議等設置規程 (昭和四十七年岐阜県訓令甲第十六号) の一部を次の

第六条第三項中「農政課技術総括監」を「農政課長」に改める。

第三条第四項中「、農政課技術総括監」を削る。

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

公

示

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

第五条の規定により特別牛及び特優牛に該当する黒毛和種種雄牛区分を次のとおり公示 岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程(昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号)

発行 

岐 阜

県

公

報

号 外

毎週

(金曜日)

平成二十五年四月一日